

J R 6 社主要駅におけるポスター掲出による観光プロモーション業務に係る 企画提案競技公募要領

この要領は、J R 6 社（※）の月別重点宣伝地域として青森県が令和 8 年 7 月に指定されたことから、青森県の魅力を全国に向け広く情報発信し、誘客促進を図るため、3 連ポスターの掲出により観光プロモーションを行うこととし、当該業務に関する企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定める。

（※）北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社

1 企画提案競技スケジュール

| | |
|----------------------|--|
| 3 月 4 日（水） | 企画提案公募の公示 |
| 3 月 1 1 日（水） 1 5 時 | 参加表明書及び企画提案書作成に関する質問等の提出期限 |
| 3 月 1 2 日（木） 1 5 時以降 | 質問に対する回答（すべての質問を集約し、全参加者に FAX またはメールで回答） |
| 3 月 2 6 日（木） 1 5 時 | 企画提案書提出期限 |
| 3 月 2 7 日（金） | 審査会（書面審査） |
| 3 月 3 0 日（月） | 審査結果通知 |
| 4 月 1 日（水）以降 | 契約締結 |

2 担当者

青森県観光国際戦略局誘客交流課国内誘客グループ 平山

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土、日、祝日を除く下記の時間

（ 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ）

〒030-8570 青森市長島 1-1-1

TEL : 017-734-9219 / FAX : 017-734-8126

E-mail : shinkanko@pref.aomori.lg.jp

3 委託業務名

J R 6 社主要駅におけるポスター掲出による観光プロモーション業務

4 業務概要

（1）業務目的

J R 6 社の主要駅における 3 連ポスター掲出により、青森県の魅力を全国に向け広く情報発信し、誘客促進を図ることを目的とする。

(2) 採用者数、予算限度額

1者 2, 486千円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和8年度青森県一般会計当初予算の議決が得られなかった場合及び否決された場合にあっては、本業務委託手続きを停止することがある。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

5 委託業務の内容

別添仕様書（案）のとおり

6 公募への参加について

応募する時点で、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 共同体での参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同体の構成員が単体で参加することはできない。なお各構成員は（1）～（3）の条件をすべて満たすこと。

7 参加方法

参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うこと。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）

(2) 提出期限等

令和8年3月11日（水）15時必着

持参（土、日、祝日を除く）又は郵送とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。ただし、期限までにメールにて仮提出がある場合はこの限りではない。

(3) 提出先

「2 担当者」のとおり

(4) 参加資格の可否及び喪失

参加表明書を提出した者は、本業務企画提案への参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- ①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。
- ②本手続きの期間中に、上記6に掲げる公募要件に該当しなくなったとき。

8 企画提案書作成に関する質問等の受付

(1) 受付期間

令和8年3月11日（水）15時までとする。

(2) 提出方法

- ①FAXまたはメールにより、質問票（様式2）を提出すること。
- ②送付先は、「2 担当者」のとおり。
- ③送信後、電話連絡により質問票到着の確認をすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年3月12日（木）にFAXまたはメールで本企画参加表明者全てに対して行う。

(4) その他

受付期間以外の質問については、原則として回答しない。

9 企画提案書の提出について

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。なお、様式は任意で日本産業規格A4又はA3サイズ（折り込むこと）を基本とし、ページを付すものとする。

また、提出書類は、審査のためにのみ使用し、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類及び留意事項

①企画提案書

以下の事項を記載すること。

ア)ポスターデザイン及びデザインコンセプト

- ・3連ポスターのデザイン案（2パターン）と、コンセプト

【イメージ】パターン1…ポスター3種のデザイン

パターン2…パターン1とは異なるポスター3種のデザイン

イ)実績

- ・JRと連携したポスター制作及びJR6社の主要駅等への発送業務に従事した実績の有無を記載すること。

ウ)経費見積（任意様式）

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、予算限度額を上限とする。なお、ポスターの掲出手配（送料、手数料）に係る金額として780,000円を計上すること。

②その他企画提案を説明するのに必要な書類

③業務実施体制について

- ・本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名、年齢、経験年数及び担当する業務内容について明記すること。
- ・営業窓口担当者の職・氏名及び連絡先を明記すること。

(2) 企画提案書の提出

①提出期限 令和8年3月26日(木) 15時必着とする。

②提出先 「2 担当者」のとおり

③提出部数 印刷物 6部

④提出方法

持参(土、日、祝日を除く。)又は郵送とする。なお、郵送の場合は、上記提出期限に必着とし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。(配達証明付き書留郵便に限り、受領期間内に必着のこと。)

10 辞退

「7 参加表明」の規定により参加表明をした者において、事情により提案を辞退することとした者は、次のとおり提案辞退をすること。

(1) 提出書類

提案辞退届(様式3)

(2) 提出先

「2 担当者」のとおり

(3) その他

提案辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても再び参加表明することはできないこととする。

11 審査

(1) 審査の方法

企画提案書の内容について、別紙「企画提案書審査基準」に基づき書面審査を実施し、最優秀提案者を1者選定する。

(2) 審査会実施日時 令和8年3月27日(金)

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月30日(月)にメールにて通知する。

(4) その他 審査結果についての質問は受け付けない。

12 契約の締結方法

最優秀提案者を契約予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。なお、最優秀提案者との協議において合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提案者の提出する企画提案書は1案に限る。
- (3) 提出書類の作成並びに提出に要する費用、旅費、その他本手続きへの参加に関し、要した経費は参加者の負担とする。
- (4) 契約保証金は、青森県財務規則の規定による。

【参考】青森県財務規則第159条

契約担当者等は、契約者をして、契約金額の百分の五以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- 一 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 様式一覧

- 様式1 参加表明書
- 様式2 質問票
- 様式3 提案辞退届